社会福祉法人若草会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若草会(以下「当法人」という)定款9条及び第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は 支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬等については、別表1に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、報酬とは別に旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。
- 第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
 - 2 理事長や理事が決裁や会議等の出席のために勤務した場合は、1か月の勤務実績をまとめて、翌月10日(10日が休日の時はその前日)に支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二第1項二に定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。
- 附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成29年7月1日一部改正

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| 項目 | | 金額 |
|----------|----|---------|
| 評議員会への出席 | 日額 | 10,000円 |

(注)上記の金額には交通費を含むものとする。

(2) 理事

| 項目 | | 金額 |
|-----------------------------------|----|----------|
| 理事長の決裁業務や会議等の出席及び 理事会・評議員会への出席 | 月額 | 100,000円 |
| 理事の会議等への出席及び 理事会・評議員会への出席 | 日額 | 10,000円 |

(注) 上記の金額には交通費を含むものとする。

(3) 監事

| 項目 | 金額 | | |
|-----------------|----|---------|--|
| 理事会・評議員会・研修への出席 | 日額 | 10,000円 | |
| 監事監査への出席 | 日額 | 20,000円 | |

(注) 上記の金額には交通費を含むものとする。